

令和6年関川村議会12月（第9回）定例会議会議録（第1号）

○議事日程

令和6年12月12日（木曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第66号 関川村農地及び農業用施設災害復旧事業の分担金徴収条例の制定について
- 第 6 議案第67号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第68号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例
- 第 8 議案第69号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第70号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第71号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例
- 第11 議案第72号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する
条例
- 第12 議案第73号 関川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例
- 第13 議案第74号 新潟県市町村総合事務組合の規約の変更について
- 第14 議案第75号 令和6年度関川村一般会計補正予算（第9号）
- 第15 議案第76号 令和6年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第77号 令和6年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第17 同意第 8号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについ
て
- 第18 同意第 9号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについ
て
- 第19 同意第10号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについ
て
- 第20 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

-
- 第 1 会議録署名議員の指名

- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第 66 号 関川村農地及び農業用施設災害復旧事業の分担金徴収条例の制定について
- 第 6 議案第 67 号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 68 号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 69 号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 70 号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 71 号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第 72 号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第 73 号 関川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第 74 号 新潟県市町村総合事務組合の規約の変更について
- 第 14 議案第 75 号 令和 6 年度関川村一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 15 議案第 76 号 令和 6 年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 16 議案第 77 号 令和 6 年度関川村簡易水道事業補正予算（第 1 号）
- 第 17 同意第 8 号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 18 同意第 9 号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 19 同意第 10 号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 20 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○出席議員（10名）

1 番	小 澤 仁 君	2 番	加 藤 つや子 君
3 番	川 崎 哲 也 君	4 番	近 敬 志 君
5 番	近 壽 太 郎 君	6 番	加 藤 和 泰 君
7 番	高 橋 正 之 君	8 番	菅 原 修 君

9 番 平 田 広 君 1 0 番 鈴 木 紀 夫 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村 長	加 藤	弘 君
教 育 長	津 野	庄 一 郎 君
政策監兼総務課長	野 本	誠 君
地 域 政 策 課 長	米 野	哲 弘 君
脱炭素推進室長	大 島	祐 治 君
住 民 税 務 課 長	田 村	清 洋 君
健 康 福 祉 課 長	渡 邊	浩 一 君
健康福祉課参事	佐 藤	恵 子 君
診療所事務長	須 貝	博 子 君
農 林 課 長	渡 邊	隆 久 君
建 設 課 長	富 樫	吉 栄 君
教 育 課 長	熊 谷	吉 則 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	河 内 信 幸
議会事務局主任	星 拓 也

午前１０時００分 開 会

○議長（小澤 仁君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和６年12月第９回関川村議会定例会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いいたします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第１、会議録署名議員の指名

○議長（小澤 仁君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、２番、加藤つや子さん、３番、川崎哲也さんを指名します。

日程第２、議会運営委員長報告

○議長（小澤 仁君） 日程第２、議会運営委員長の報告を行います。

議会運営委員長から、本定例会議の会議日程（案）について報告をお願いします。議会運営委員長。

○議会運営委員長（近 壽太郎君） おはようございます。

本定例会議の会議日程及び議案の取扱い等について申し上げます。

去る12月３日、令和６年12月（第９回）定例会議の運営について、役場第２会議室において、委員及び議会事務局職員出席の下、議会運営委員会を開催しました。

その協議の結果について報告します。

最初に、会議日程については、お手元に配付の会議日程表（案）のとおりです。

まず、本日の会議では、会議日程の決定後、諸般の報告、一般質問を行い、その後、各議案の上程を行います。終了後、常任委員会を開催し、付託議件の審査及び調査を行います。

13日金曜日と、16日月曜日から18日水曜日までは、議案調整及び委員長の事務整理日とします。

19日木曜日は午後３時から本会議を開催し、委員長から委員会審査の報告を受けた後、質疑、討論、採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は当日審議をし、即決とします。

次に、議案等の取扱いについて申し上げます。

採決については、全議案即決とします。

議案第67号から議案第73号までの条例の一部改正案件7件及び同意第8号から同意第10号までの人事案件3件は関連がありますので一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

これ以外の議案は全て単独上程とします。

条例の制定案件の議案第66号、規約変更案件の議案第74号及び令和6度各会計の補正予算案件の議案第75号から議案第77号並びに人事案件の諮問第2号は、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、採決します。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問の通告は11月26日正午で締め切り、4名の方が本定例会議において質問を行います。

次に、請願・陳情につきましては、お手元に配付の陳情文書表のとおりです。所管の総務厚生常任委員会において審査をお願いします。

最後に、議員派遣につきましては、本定例会後に派遣が必要なものは12月19日に議長提案とします。

以上で報告を終わります。

○議長（小澤 仁君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。本定例会議の会議日程は、議会運営委員長報告のとおりにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会議の会議日程は、お手元に配付の会議日程表のとおり決定しました。

日程第3、諸般の報告

○議長（小澤 仁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会議までに受理した陳情等は、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の委員会に付託しましたので、報告します。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年9月及び10月分の例月出納検査の結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

村長から、定例会議開会に当たり、挨拶の申出がありました。これを許可します。村長。

○村長（加藤 弘君） おはようございます。

議員の皆様には大変ご多用のところ、令和6年関川村議会第9回定例会議にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

早いもので令和6年も残すところあと一月を切りました。これから本格的な冬の季節となります。除雪につきましては、国県とも調整を図りながら、必要な体制をしっかりと整えているところでございます。

令和4年8月豪雨災害の復旧事業におきましては、皆様のご協力のおかげで、村発注の工事につきましては、林道の復旧工事、これは新関沢線でございますけれども、そのみとなりました。残る大きな課題としましては、前川、太田沢川の内水氾濫の対策でございます。現在は県が中心となってその対策に向けて検討しているところでございます。村も関係者と連携を図りながら事業を進めてまいりたいと考えているところです。

また、J R米坂線の復旧につきましては、残念ながらまだ方向性が見いだせておりません。今後の進め方などについて新潟県ともしっかり協議をしながら、この事態の打開を図ってまいりたいと考えているところでございます。

さて、本定例会に提案いたしますのは、条例制定案件が1件、条例の一部改正案件7件、総合事務組合の規約変更案件1件、補正予算案件3件、人事案件4件、以上合わせて16件であります。追って上程の際に詳細にご説明申し上げますので、慎重審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（小澤 仁君） 以上で、村長の挨拶を終わります。

日程第4、一般質問

○議長（小澤 仁君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は4名です。発言を許可します。

初めに、加藤和泰さん。最初の質問を許可します。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。よろしくお願いいたします。

令和6年度加藤村長の施政方針で述べられた内容、これに関連し今年度新設した補助事業についてお聞きします。

1、観光の振興。村長の施政方針では、村として初めてとなる観光振興計画を策定すると述べています。この中で、具体的に、これまで地域や団体が行っている様々なイベントを観光資源として捉え相互に連携を図るとありますが、その進捗についてお聞きします。

2、商工業の振興。新たに村内での起業や新分野への事業拡大への取組を支援し、意欲ある方の挑戦を後押しすると述べてられています。令和6年度起業支援補助金を新設しましたが、利用状況を

お聞きします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 加藤議員のご質問に順次お答えをいたします。

まず、観光振興計画についてですけれども、観光施策の方向性を示した具体的な取組を定めるもので、昨年度村の観光の方向性を関係者で共有し、その方向性を基に計画素案を作成し、今年度中の完成を目指しているところでございます。お尋ねの地域や団体が行っているイベントとの連携についてですが、村内の団体等が企画したイベントや体験プログラムも観光の重要な資源と捉え、その情報を昨年度から村の観光協会のホームページに掲載をしております。あわせて、公募型のイベントにつきましても、村の観光協会のホームページからも申込みができる仕組みを構築したところです。これからも地域の皆様と連携を図りながら、イベント等の情報を村内外に発信し、交流人口の拡大に努め、にぎわいある村づくりに取り組んでまいります。

2点目の起業支援補助金についてです。これは村内で起業家を目指す人を後押しし、もって地域社会・地域経済の活性化を図ることを目的としており、令和6年度に新たに創設した補助金です。これまで3件の実績があり、1つ目は道の駅を中心としてのキッチンカーによるスイーツ販売、2件目が旧女川保育園を拠点とした総菜の製造販売、3つ目が旧大島保育園で調理をしたお弁当の配達事業であります。また、現在相談を受けております案件もあり、新たな起業へつながるよう後押しをしてみたいと思います。なお、従来からあります地域おこし協力隊に対する起業支援補助金につきましては、令和5年度に1件の実績があります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございました。

地域や団体で行っているイベント、非常にすばらしいイベントもあるなと拝見しているんですけれども、今後それを続けていく中で、例えば各団体の運営費補助であったりとかということはご検討なさっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 地域、団体についてのことで今のところ具体的な話は聞いておりませんが、今検討段階にはありません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 必要に応じてそういう要望等あれば検討いただければなとは思いうんですけれども。今ほどの答弁の中で、募集型のイベントについて、村観光協会ホームページからも申込みができる仕組みを構築されたということで、その実績があればお聞きしたいんですが。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今ほどのご質問についてお答えいたします。

昨年度と今年度で事業の実績としまして14件観光協会のホームページで掲載をしております。そのうち5件が観光協会主催以外の事業となっております。申込みフォームを使った実績になりますけれども、令和5年度渡邊邸での干し柿づくり、こちらが7名の方から申込みフォームからご予約をいただいておりますし、また今年度は東桂苑で行いました秋の特別懷石、こちらにつきましては20名の方から申込みフォームから予約をいただいております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 結構な実績があって素晴らしいなと感じました。

村の団体が企画したイベントや体験プログラムの情報が村の観光協会ホームページで発信されているということだったんですけれども、先般例えば七ヶ谷の雪ほたるというのを検索したところ、インターネットでは新潟県観光ナビのウェブサイトで検索できたんですけれども、村の観光協会のホームページからは検索できなかったんですね。ですが、ちょっと今朝再度確認のため見てきたらイベントカレンダーなるものがありまして、雪ほたるも掲載されていたんで、その辺を聞いてみようかなと思ったんですが、先にそういうふうに変更になっていたんでそれはよかったかなと思いました。タイムリーなやっぱり情報発信というのをこれからも心がけていただきたいなと、せっかくウェブサイトあるわけですし、やっぱり新潟県に来てどこか観光しようかなというときに、どちらかというに関川村をピンポイントで検索するときに、新潟県というよりはやっぱり新潟県関川村という検索になろうかと思しますので、引き続きその辺のホームページ、しっかりとしたものをつくり上げていただきたいなと思います。

続きまして、起業支援補助金の関係でお聞きしたいと思っておりますけれども、今年度3件の実績ということで、これも素晴らしいことだなと感じるところであります。

今年8月3日の日本経済新聞の記事を引用させていただきますけれども、個人の独立開業による資金需要が非常に増えているという報道がありました。具体的に、日本政策金融公庫が融資する新規開業資金について、新型コロナ禍前の2019年と比較して新潟県においては4割増と、全国一の伸び率だったと掲載されていまして。一概に件数が伸びたのかという伸び率でありますので、もとの企業が少なかった県なのか分かりませんが、一応そういった実績がありましたということで掲載がありました。後継者がいないなどの理由で事業承継できない事業者もある中、明るい話題として素晴らしいなと感じました。

しかし一方で、行政や金融機関においては開業時は寄り添った様々な支援があるわけなんですけれども、その後の事業者ですね、補助採択を受けた事業者の方のその後の運営について、支援・相談体制というのはあまり整っていないような気がいたします。事業者の皆さんは開業した後も事業を継続していく中で、様々な困難に立ち向かっていかなければならないわけでありましてけれども、

そして最悪の場合その過程の中で残念ながら廃業していくというケースも決して少なくないんじゃないかなと感じています。

今回起業支援補助金を活用して起業した方たちへの今後の伴走型の支援体制、これも非常に重要だなと感じますけれども、その点について村の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今ほどのご質問についてであります、議員のおっしゃるとおり、起業後のサポートにつきましては非常に重要な部分であると認識しております。現状としまして、商工会員の方であれば、商工会から経営改善指導や申告、経理、それから融資、労務などについてサポートを受けることができますし、また会員外の方につきましても相談があれば商工会で対応しているところであります。今後、村としましては、起業した方たちが安定して事業を行うことができるように、商工会との連携は必須であると考えておりますので、よりサポートの受けやすい体制づくりに努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。

この補助金制度ですけれども、非常に素晴らしいなと感じています、起業を後押しするという意味で、関川版の非常にいい制度だなと思いますので、必要に応じていろいろ改正を加えたりブラッシュアップしていくときも必要あるかもしれませんが、先ほど申し上げましたとおり鍵となるのはやっぱり行政、地域を挙げた開業後の支援体制ではないかなと思います。

今ほど課長答弁にもありましたけれども、失礼ながら、行政の皆さんそういった経営の専門家ではないわけですので、ぜひその辺商工会なりをうまく活用して一緒になって取り組んでいただければなと思うところであります。

最初の補助金の申請についてなんですけれども、例えばですけれども、相談や計画の策定の段階で、もう商工会を窓口にするというような、そういう決まり事をつくってみてはいかがかなと思うんですけれども。なぜかという、先ほど申し上げたとおり商工会の職員はそれなりにそういった経営相談、事業の相談に対応できるスキルを持ち合わせているものではないかなというふうな認識をしていますし、また先ほどお聞きした開業後の伴走型の支援についても商工会に相談できる仕組みができていくんじゃないかなと思います。例えば、隣村上市さんの産業支援プログラムというのがあって、これの相談についてはそれぞれの商工会、商工会議所を通して上げてくださいますと商工会の推薦があつてみたいな感じですね、そういったのも商工会も、そういう事業者、開業した事業者がいるんだなと把握もできるわけですし、どうかなというのが私の考えなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今ほどのご質問についてですが、この起業支援補助金の申請窓口、現状村の地域政策課になっておりまして、やっぱり申請に合わせて事前の段階で相談にも地域政策課に来られます。ただ、以前商工会の方ともこの事業についてお話する機会がありまして、そのときにやっぱり申請前の事前相談の段階から、商工会の職員の方一緒に同席というかお話を聞ければ、よりいい話というか専門的なお話ができるんじゃないかという提案もいただいておりますし、その辺については、議員のおっしゃるとおり私たち経営の専門的な知識ノウハウを持っておりませんので、専門的な知識を持った商工会と連携しながら今後取り組んでいければと思っておりますし、またその中で窓口等についても検討を行っていきたいと思っております。

ご提案ありがとうございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございました。

商工会との連携という意味では前向きな答弁をいただいてありがとうございました。

そういった仕組みがうまくできると、関川村商工会も会員が減ってきて大変苦勞していると思いますので、そういった方たちの情報があつて、商工会の会員増強にもつながっていくんじゃないかなと勝手ながらそういう考えもありますので、ぜひ今後検討いただくことを希望してこの質問を終わりたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 2番目の質問を許可します。

○6番（加藤和泰君） 続きまして、先般村の上下水道料金を来年10月に値上げするとの報道がありました。村として関川村水道事業検討委員会を設置し、協議検討してきましたが、以下のことについてお聞きします。

- 1、関川村水道事業検討委員会の構成メンバーは、地区ごとに選出したのか。
- 2、委員会の開催回数は。
- 3、委員会の中でどのような話合いがなされてきたのか。
- 4、委員会としてどのような理由でこのたびの答申内容に至ったのか。
- 5、改定時期が2025年10月とされていますが、条例の改正案の議会への提出時期は。
- 6、上下水道料金の値上げとなると村民の生活に直結する部分であるため十分な説明が必要と思いますが、どのように取り組む予定か。

以上お願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 今ほどの6つのご質問に対しまして順次お答えをいたします。

まず初めに、関川村水道事業検討委員会のメンバーでございますが、令和2年5月当時の関川村

総合振興審議会の委員の中から、各地区1名ずつを住民代表としてお願いをしたものでございます。

2点目の委員会の開催回数ですが、委員会は令和2年12月から始まり、その後新型コロナウイルス感染拡大の影響や令和4年8月の豪雨災害により開催を一時休止しましたが、令和6年2月に再開し、答申まで計8回開催し、審議をいただきました。

3点目の検討会での話合いの内容についてでございます。村からは、簡易水道事業と下水道事業の経営状況につきまして説明をいたしました。料金改定を含めた今後の簡易水道・下水道事業の在り方について意見交換を行いながら検討をいただいたところでございます。

次に、答申内容に至った経緯についてでございますが、委員会での村からの現状説明を踏まえ審議をいただきました結果、人口減少と節水意識の高まり等により、料金収入及び使用料収入が減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと見込まれること。2点目に、一方で施設の老朽化が進行しており、耐震化を含め適時適切な更新を行っていく必要があること。3点目に、これに加えて、近年の物価高騰などにより、現在の料金水準を維持し続けた場合には、収入の減少に歯止めがかからず、これまで以上に一般会計からの繰入れに頼る経営となるとともに、今後施設更新の費用が捻出できなくなる恐れがあること。この3点でございますけれども、これらの見込みから、適正な維持管理と今後の計画的な更新工事等を行い、経営の安定化を図りながら、関川村の上下水道事業を後世に引き継ぐため、水道料金、下水道料金ともに値上げを行うべきであるという答申内容に至ったものでございます。

条例の提案時期としましては、令和7年3月議会にお諮りをしたいと考えております。答申いただきました令和7年10月の料金改定を目途に、料金システムの改定等料金改定に必要な準備を進めていきたいと考えているところでございます。

最後に、住民への説明についてでございます。村の広報紙やホームページなどを通じて料金改定についての周知を行うとともに、水道・下水道事業のライフラインとして果たす役割と料金改定について必要性をお伝えしながら、村民の皆様からご理解をいただけるよう努めてまいりたいと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 委員会を8回開催ということで、検討委員会の皆様方には令和2年から4年間ででしょうか、という長い期間村民の生活の基盤である水道・下水道事業についてご審議いただいたということで、大変ご苦労されたかなと感じます。一村民としての敬意を表したいと思います。

その8回の委員会という答弁でありましたけれども、下水道につきましては令和6年度に入っからの審議とお聞きしているわけでありまして、上水道と比較して十分に検討審議なされたのかなという部分では少し疑問が残るところではありますけれども、この点いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答えします。

下水道事業につきまして、議員おっしゃるとおり、令和6年度からの審議になりましたけれども、その間水道事業の説明の間でも下水道事業についても説明をしながら一体となって説明をしてまいりました。そういうことで、審議会では十分に審議をしていただいたと感じております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） そうしますと、報道等では下水道については令和6年度からの審議だったという話だったかと思えますけれども、実際は、上水道を審議しながら下水道についても少し触れて行ってこられたという認識でよろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（富樫吉栄君） はい、そのとおりでございます。

○議長（小澤 仁君） 加藤さん。

○6番（加藤和泰君） ちなみになんですけれども、上水道、下水道、それぞれ前回料金を改定したようなタイミングというのはどれぐらい前まで遡るもののでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答えします。

水道事業につきましては平成6年が最後の改定になっております。その間ですので、今現在30年間改定されていないということでございます。下水道事業につきましては、平成13年度に金丸地区で最初に農業集落排水事業ございましたけれども、そちらが始まりまして、それ以降創設以降改定がされていないというような状況でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 今回上水道が29.7%、下水道が13.0%の改定率で、口径別従量制を採用ということでありますけれども、この改定による収入増はどれくらい見込んでいるのかお聞きします。

○議長（小澤 仁君） 建設課長。

○建設課長（富樫吉栄君） 料金改定後の水道事業の関係につきましては、約2,000万円ぐらい増額になるのかなと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 令和6年度当初予算では一般会計からの補助金、先ほど繰入れというお話ありましたけれども、公営企業会計なので補助金なのかなと思いますけれども、簡易水道が7,000万円、下水道に3億1,500万円の補助金を支出しているわけですが、このたびの料金改定により、簡易水道会計、下水道会計ともに、その収支が大幅に改善されるということになりますでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 建設課長。

○建設課長（富樫吉栄君） 繰入れの額につきましては今現状維持がやっとかなと、この改定を行ってもほぼ変わらないというような状況で考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。6 番加藤さん。

○6 番（加藤和泰君） ありがとうございます。

引き続き厳しい状況であるのかなということは思うんですけども、改めて上下水道料金の改定となると村民の生活に大きな影響を与えるわけでありますけれども、3月の議会で条例の改正案を提出なさるとお聞きしました。私たち議員も非常にいろいろ勉強、知っておかなければならない部分も多いんじゃないかなという中で、本会議場で審議し切れない部分もあろうかなというふうな考えがありまして、私たち議員への説明については、そんな機会があるのかどうか、今のお考えをお聞きしたいんですが、お願いできますでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） おっしゃるとおり、議員の皆様も住民からは様々聞かれる立場にもありますし、我々としても村民の代表としての議員の皆様にも十分ご納得いただいた上で審議いただきたいなと思っておりますので、3月議会になる前に議員の皆様にも、今の現状、検討委員会で答申で改定すべきと判断された経緯等、あるいは改定内容についても分かりやすく、例えば老人2人暮らしぐらいの料金が今幾らでそれがどれぐらいになるとか、そういった分かりやすいような形で、これは住民に対してもそういう説明をしなければまずいと私は思っているんですけども、そういう説明も議員の皆様にもさせていただいた上で、3月議会に提案をさせていただきたいなと思っているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。6 番、加藤さん。

○6 番（加藤和泰君） ありがとうございました。

村長就任されて以来いろいろな村の財政であったりとか分かりやすいいろんな資料を作っていたいて、村民に提示していただいていたなかと思いますので、今回の上下水道の関係についても村民の皆さんにもご理解いただけるような説明をぜひお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（小澤 仁君） 6 番加藤さんの一般質問を終わります。

次に、2 番、加藤つや子さん。質問を許可します。

○2 番（加藤つや子君） 2 番加藤つや子です。

私からは、手話言語条例の制定についてお伺いいたします。

令和5年12月の一般質問における答弁に対する追跡質問として捉えていただきたいと思います。

聴覚障害者のための手話言語条例制定の意向について、村長からの答弁で、手話言語だけに特化

するよりも障害者に対するコミュニケーションをどうするかという視点で研究をしていきたいとお聞きいたしました。あれから1年が経過しております。研究された結果、村ではどのように対応していくのかを伺います。

1つ目、研究の結果について、お伺いいたします。

2つ目、理念制定を希望し手話を一生懸命学ぶ村民への対応をお願いいたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 加藤つや子議員のご質問にお答えをいたします。

まず研究の状況についてでございますが、早いものであれから1年あっという間に過ぎてしまいました。全国的にも県内におきましても、障害者の特性に応じたコミュニケーション手段を促進する条例、いわゆるコミュニケーション条例よりも手話言語条例に特化した条例のほうが多いようでございます。県内では令和3年に妙高市が手話言語条例を、胎内市と上越市がコミュニケーション条例を制定をし、14の市、町が手話言語条例を、2市がコミュニケーション条例を制定済みでございます。

また、条例制定の効果につきましては、近隣市町村への聞き取りによりますと、慈善的な条例であるがゆえに、直接的に効果をはかることが難しいところですが、職員の手話教室の実施であるとか、あるいは広報誌などでの啓発活動を増やした自治体もございました。

村としましては、手話言語に加え広く視覚障害者も含めた、いわゆるコミュニケーション条例の制定に向けて内容の検討を進めていこうかなと今現在考えているところでございます。

そしてまた、理念制定を希望し手話を学ぶ村民への対応ということでございますが、手話を学び手話奉仕員などとして村内に活躍の場が広がることは、誰もが安心して生活できる共生社会の実現において大変重要と考えておりますので、社会福祉協議会に委託をし毎年行っております手話奉仕員養成講座の内容の充実など、社会福祉協議会と調整を図っていきたいと考えているところでございます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） ありがとうございます。

1年の歳月を要しましたけれども、大変研究をしていただいたかなと思っております。

そこで再質問なんですが、今後どのように検討されていくのか、お聞かせください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 今ほどの質問にお答えいたします。

今現在ですが、先ほど村長が述べましたように、全国あるいは県内の状況についていろいろと調査したところでございます。現在は、全国をはじめ特に県内を中心に条例の内容をいろいろと研究をさせていただいております。なかなかいろいろなスタイルがございまして、村に合ったスタイル

をどのようにしていくのか、そこからまず検討を行いまして、一つ一つどういった条項を盛り込んでいくかというような検討に入っていければというようなそんな流れで進めたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。2番、加藤さん。

○2番（加藤つや子君） ありがとうございます。

それでは、今後検討していただく段階で、条例をつくるという前提で委員会の設立等これからいろいろ進めていっていただけると思うんですが、その状況について今後どのような経過をたどっていくのか、計画があったらお聞かせください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） その検討方法につきましても、いろいろと住民を交えた委員会を作っているところもあるようですし、あるいは行政主導で作っているところもあるようでございます。そのあたりも研究をまずさせていただいて、関川村でどのような方法がいいのかということ、また委員会を設けるのであれば、委員のメンバーをどのようにしたらいいのかということもあるかと思っておりますので、そういった研究はこれからさせていただければと思っておりますので、そういう状況でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。2番、加藤さん。

○2番（加藤つや子君） 様々な研究をされていくということでございますが、これから検討していただく段階で、また研究という文言が今聞かれましたけれども、では、条例制定をいつ頃されるという予定がありますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 近隣市町村に聞いた情報ですと、コロナ禍ということもあったということなんですが、数年かかったというところもございますし、短いところだと1年くらいかかったというところもございます。村としましてできるだけ早く制定したいというところでございますけれども、まだ具体的にいつまでというような目標は現在のところ設けてございません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。2番、加藤さん。

○2番（加藤つや子君） ありがとうございます。

では、できるだけ早く制定の方向で進んでいただきたいと思います。

先般、無意識の偏見ということで、関川中学校さんの人権作文が新潟日報に載っておりました。非常にすばらしい作文でございました。人権擁護、差別、村の村民の中でもそういった一人一人の認識が大切であると感じさせるすばらしい作文だったと思います。これは一手に村の教育、人権擁護の教育が進んでいることだなと感心しました。ただし、現在発達障害等の障害をお持ちの子どもたちも増加傾向でございます。村の学校教育においても手話をはじめ障害特性に応じたコミュニケーション手段を教える取組、それから指導者養成の取組が不十分であると思いますが、この辺は

いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 先ほど村長の答弁にもございましたが、社会福祉協議会に委託して手話奉仕員の養成講座を毎年行っております。こちらは国で定められたカリキュラムに沿って、入門編と基礎編を交互に行っているような状況でございます。ただ、受講される方を見ますと、1回ではなくて2回、3回と同じ講座を受講される方もいらっしゃるようですし、また、さらによその市町村の講座、研修会などに参加されている方も、さらに上級のものと言えましょうか、そういった講座に参加されている方もいらっしゃるということでございますので、そのあたり、手話を学んでいる方のやりがいにつながるようなところで、村でも上級の講習会などをできるか、あるいはよその市町村に出かけていったときに何か支援することができないかとか、そういったところを今、社会福祉協議会と調整しているところでございます。

さらにその先でございますけれども、既にいらっしゃる手話奉仕員の皆さんを中心に、現在は保育園で手話を教えていただく機会がございますけれども、それをさらに、例えば小学校とか中学校あるいは村民に奉仕員ということではなくて、簡単な手話を教える機会など、そういったものを設けることができないかという、そのあたりも今後検討できればと思っております。そういった中で、議員がおっしゃられる差別というか偏見とか、そういったものがなくなっていくことができればなと思っているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。2番、加藤さん。

○2番（加藤つや子君） それでは、条例制定に向けて村の村民に対する教育、それから学校教育においても、ぜひとも進めていってほしいと思います。

それでは、2番目の理念制定を希望し手話を学ぶ村への対応で再質問をお願いします。

村民と福祉関係者、先ほどおっしゃられた社会福祉協議会なんですけれども、この方たちを含めた話合いの場、そういったものを設ける機会を設定していただく考えはございませんか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 現在そういった予定はございません。また、社会福祉協議会にもいろいろと手話の関係で話をお聞きしたりするときも、村ではそういった要望があるとかそういったことが社会福祉協議会からも聞いておりませんので、今後そういう要望ですとかまた必要性がございましたら、検討をさせていただければと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。2番、加藤さん。

○2番（加藤つや子君） それでは、行政機関だけではなく、村民一人一人こういった手話を学ぶ人たちのバックアップのためにも、そういった話合いがなされるよう私議員としても尽力したいと思います。

ありがとうございました。

○議長（小澤 仁君） これで、2 番加藤つや子さんの一般質問を終わります。

次に、3 番、川崎哲也さん。最初の質問を許可します。

○3 番（川崎哲也君） 3 番、川崎です。よろしくお願いします。

まず最初の質問ですが、G I G Aスクール構想について伺います。

関川小・中学校において、令和3年度から始まった同構想について。

1、進捗状況、効果の検証と課題及び今後の展望は。

2、教員、生徒、保護者などの意見の把握は行っているか。

以上2点伺います。よろしくお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 川崎議員のご質問にお答えをいたします。

1 点目のG I G Aスクール構想に関わる進捗状況、効果の検証と課題、今後の展望はとのことでございますが、まず、進捗状況については、令和3年度の運用開始から4年目を迎えました。小中学校においてG I G Aスクール構想の目的でもある多様な子供たちを誰1人取り残すことなく、公正に個別最適化され、子供の資質能力が確実に育成できるようにと、1人1台のタブレット端末を適切に活用した事業が行われておるところでございます。

次に、効果の検証についてですが、関川小・中学校からタブレット端末や大型提示装置、電子黒板や実物投影機等がございます、これによる画像や動画、音声等を活用することで、学習内容の理解が以前より向上したこと、またそのような機器を活用することにより自分の考えや意見を分かりやすく伝えることができるようになったこと、友達と考えを共有したり比べたりしやすくなった、そういった効果が現れているという報告を受けておるところでございます。

次に、課題についてでございます。

タブレット端末を長時間使用した場合、視力の低下や眼精疲労などを引き起こす可能性があることや、タブレット端末の持ち帰りによる家庭学習時に学習以外の使用をさせないためのアプリの使用制限の機能の充実、いわゆるフィルタリング等の充実が挙げられます、あわせて、鉛筆を使いノートを書くという機会が減少することで文字認識や論理的思考力の低下が懸念されます。

次に、今後の展望についてですが、現在新潟県が進めている1人1台端末共同調達部会に当村も参加しており、令和7年度中のG I G Aスクール構想の第2期整備に向けて準備を進めているところです。第2期ではタブレット端末の更新が控えており、使いやすさや、教職員の異動を考慮した周辺自治体の機種選定状況を総合的に判断して整備する予定としています。またそれらを活用した日々の授業の充実に努めるよう小、中学校に働きかけてまいります。

2 点目の教員、生徒、保護者など意見把握は行っているかとのことですが、令和6年度の全国学

力学習状況調査の中において、学校、児童生徒への1人1台端末などのICT機器を使用している学習についての意見把握の設問がございます。この結果により当村の現状について把握をし、必要な指導、助言を行っているところでございます。具体的には、教職員では教材の提示や開発、児童生徒の意見集約、保護者との連絡がやりやすくなった等がございます。また、児童生徒においてはこれまでより調べ学習が簡単になったこと、あるいは楽しみながら学習を進めることができるようになったなど主な意見として上がりました。

一方、ここには保護者についての設問はございませんが、複数の保護者の聞き取りによれば、教員との連絡がデジタル化したことにより、出欠席あるいは日々の連絡などがデジタルツールを通じてタイムリーに行われることで保護者の負担軽減につながっているという意見を複数寄せられておるところでございます。

村としては、今後ともGIGAスクール構想の目的をしっかりと踏まえ、デジタル学習基盤による子供たちの豊かな学びを推進してまいりたいと考えておるところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございました。

GIGAスクール構想1期目、4年目ということで、全体としては順調に進んでいるということで、教育のデジタル化、いわゆるICT教育ですかその環境整備はしっかり整っているようなのですけれども。では、そのICT教育の効果と影響について伺います。

まず、ICT教育の効果なんですけれども、生徒の学力、理解度は向上したこと、また先生と生徒、生徒同士の意見交換・情報共有がしやすくなったとのことなんですけれども、それはどのように計っていますか、何か調査など行っているのでしょうか。お願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） ありがとうございます。

まず、生徒の理解度の向上等をどのようにはかっているのかということでございます。小中学校の教職員側にはタブレットを使った学習履歴などを通じて、児童生徒一人一人の学習に対する意欲、子供の学習の理解度、学習の進捗状況などを把握をして指導をしているところでございます。一方、学習者側、児童生徒側でございますが、令和6年度の全国学力学習状況調査、これは小学校6年生と中学校3年生の児童生徒対象でございますが、質問の中で、PC、パソコンとタブレットなどのICT機器を活用することで学習内容がよく分かるという質問に対して、とてもそう思う、そう思うと、肯定的に評価した児童生徒の割合は9割以上となっております。また、日々の授業改善の成果として、全国学力学習状況調査の結果、平均正答率は、算数、数学はおおむね新潟県並みでありましたけれども、国語については小、中学校いずれも新潟県全体よりも2から3ポイント高く

なっており、学習内容に対する理解は全体として着実に伸びてきていると捉えておるところです。
以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） 生徒の学力、理解度向上に関しては調査をして実際にそれが現れているという
ことで。

続きまして、もう一つGIGAスクール構想の目的の1つである教員の負担軽減なんですけれども、電子黒板とか3D画像、動画を使って教えやすくなったという話は聞きます。教え方の改善の
実感はあるようなんですけれども、実際業務負担軽減につながっているかどうかはいかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） ありがとうございます。

教員の負担軽減につきまして、小中学校からは、授業準備の負担軽減としては、授業用の資料あ
るいは教材、これをデジタルで形式で示したり保存したりできるために、紙の印刷、その配布、こ
の手間が省けるということ。また、テスト等の成績処理に関しては校務支援システムに自動採点機
能というのがございます、そういったものやデータの連携を活用することで、採点する労力と時間、
これを大幅に軽減することができたということでもあります。また、児童生徒ごとの学習の進捗状況
や成績の推移を簡単に、1学期はこの程度、2学期はこの程度ということで、この子はという伸
び具合かなというのをすぐさま把握することができますので、教員の負担軽減には大いに役立っ
ている、そういった報告を受けておるところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。

続いて、GIGAスクール構想の課題なんですけれども、タブレットを毎日使っているというこ
とで視力低下などの健康被害等の報告だったり、調査などは行っているのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） ありがとうございます。

タブレット使用による健康被害の調査でございますけれども、特段これに関して特化した調査は
行っておりません。行っておりませんが、学校では教員が児童生徒に対して、適切な使用時間の管
理、姿勢を正して目と画面の距離を保つこと、あるいは30分に1回は遠くの景色を見て目を休め
ることなどを指導しております。また、家庭におきましても保護者をお願いをして、学校と同様の
使用上の注意事項をお知らせをして、家庭でもしっかりと指導、協力をお願いしているという、そ
ういったところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 視力に関しては特に今のところ被害というか報告はないと思うんですけれど

も、あとその他健康被害として、よく聞くのが電磁波障害というんですか、頭痛がするという人も
いるとか、あと姿勢の悪化ですかね、そういうのは調査であつたり報告とかはありますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） ありがとうございます。

今ほどあった電磁波の被害あるいは姿勢の悪化増ということについては、特に学校からそういった報告は受けておりません。が、しかし、そういったことについては健康安全という面において注視していく必要があると捉えております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 続いて、学習能力に対する影響なんですけれども、よくタブレットでキーボードを打ち込むことによって、手を使わないので、文字を書かないので、文字認識の低下であつたり、またあとネットで調べるとすぐ答えが出てくるので、論理的思考力の影響についてもいろいろ世間では言われているんですけれども、そこら辺何か4年GIGAスクール構想たってみて、報告であつたり、もしそういう問題があつた場合その対応とか何かありますでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） ありがとうございます。

議員指摘のように、文字認識あるいは論理的思考力の低下、これは極めて注意しながら授業改善していかなければならないと捉えております。小中学校ではノート、それからワークシートを用いた手書きの学習と、それからタブレット端末を用いた学習、それぞれのいいところがあるわけありますので、それを取り入れながら深い学びにつながるような教材や指導方法の工夫、これを小中の教職員で共有しながら日々の授業改善に努めていかなければならないと思っていますし、そのように今進めていると聞いております。具体的には、従来型の紙とペンを使った活動、それからタブレット等での思考ツールを活用した活動をうまく組合せた1時間の授業を継続して行うこと。また、タブレットの文字入力だけでなく、先ほど申した鉛筆を持ってしっかりとノートを使って自分の言葉で文章をつづる、記述させる。そのことを大切にしていこうようお願いしているところでございます。その成果は、地方紙への投稿や各種作文コンクールの成果となって現れてきているかなと受け止めております。

また、関川村の特色の一つである書道教育につきましては、それこそ文字に対する認識、それから学習に向かう構え、姿勢、あるいは子供の集中力を高めるいい機会かなと思っておりますので、それらを大切に教育を進めていければと考えております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3 番（川崎哲也君） では、子供の学習に対する課題については検討であったり対応されているという事で。

続きまして、逆に家庭でのタブレット使用に関して何かトラブルはございますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） ありがとうございます。

特に学校からはそういった家庭でこうした問題があるとかという報告は、現段階では受けておりません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3 番、川崎さん。

○3 番（川崎哲也君） タブレット学習によって生徒自身で情報収集しやすくなったり、そういう機会もどんどん増えていると思うんですけれども、そういう情報というか取扱い能力ですか、そういういわゆる情報リテラシー教育というのは学校で行っているのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） ありがとうございます。

誤情報やフェイクニュースといった偽情報等が増加している昨今でございますので、情報を正しく見極める、身につけさせる、いわゆるメディアリテラシー、情報リテラシーの育成は極めて大事だと捉えておるところです。小中学校からは、専門家を招いて児童生徒がインターネットの情報や事象を正しく理解し、それらを適切に判断、活用していけるように研修の機会を設けております。また、インターネットやデジタルツールを正しく安全に利用できるように、動画やアニメーション教材などを活用して、具体的な事例から学べるように、情報モラルの理解、情報セキュリティの能力の向上にも、小中ともに努めているという報告を受けておるところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3 番、川崎さん。

○3 番（川崎哲也君） 情報リテラシー教育もしっかり対応されているということで承知しました。

続いて、2 番の質問の教員、生徒、保護者などの関係者の G I G A スクール構想に関する意見把握についてなんですけれども、答弁にもありましたように、学校と保護者の連絡のやり取りで連絡システムすぐるんですか、それ本当に大変やり取りが楽になりましたし、私も活用させていただいていますし、保護者の方も助かっているようで、ありがとうございます。

関係者の意見把握に関してなんですけれども、全国学力学習状況調査によって意見や状況を把握し、また必要な指導、助言を行っているとのことなんですけれども、その調査の結果を踏まえて、G I G A スクール構想や I C T 教育の目的とかメリット、デメリットを、学校、保護者、生徒それから村で話し合う、意見共有というか情報交換というのは行っているのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） ありがとうございます。

第1期のGIGAスクール構想の導入時につきましては、そういった話合いの機会というのは複数回あったと聞いております。

今回第2期構想につきましてメリット、デメリット等については、川崎議員から今回このような形でご質問いただいた回答を、また村民の皆様方にお返ししつつ、実際に保護者の皆様方からは、子供が学校の授業の中でICT機器等を活用した授業をどんな形でされているのか、という形でぜひ見に来てもらったりして、そこでまた感想や意見をいただく。あるいは、学級や学年のPTAの総会などで話題にしたりして正しく理解してもらうように努めてまいりたいと思います。そういったものを周知、理解の機会と捉えてまいりたいと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） GIGAスクールの目的等を周知していただけるということで、今回のGIGAスクール構想の目的なんですけれども、保護者の方も理解していない方が多いと思いますので、ぜひGIGAスクール構想2期に向けて保護者の方にも周知をよろしくお願いします。

あともう一つなんですけれども、今後の第2期に向けてなんですが、いわゆる若者のデジタル疲れとか、逆に自然回帰というのが聞かれます。なので、田舎で自然との関わりの中で教育を受けさせたいという若いご家族も最近よく聞きますので、これを機会にデジタル教育と関川村の独自の教育というか、そこら辺を組み合わせでこれから教育を考えていくことは検討いただけないでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） ありがとうございます。

デジタル機器を使ったICT教育、こういったものにつきましては当然これから先生きていく子供たち、使いこなしていく、道具として使いこなしていけるように育てていかなければならないと思っています。と同時に、それだけではなくて、しっかりと自分の頭で考える持久力のある思考、それはノートや鉛筆、筆を持ってしっかりと熟慮していく、そういった思考力を培っていくという取組、これも一方では大事にしていかなければならないと思っています。

そしてさらに、机上だけ教室だけで学んでいくのではなくて、自分たちの学びが実社会とつながっていること。特に、豊かな自然あるいは学ぶための文化資源がたくさん多い関川村にとっては、やはり体験的な五感を通して学ぶという機会こそが、子供たちをたくましく育てていくということになっていくと思いますので、それぞれのよさをしっかりとらまえて、どちらかに偏るというようなことではなくて、総合的に子供たちが資質能力が身につけていけるように、教職員指導してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。以上で、質問1つ目のGIGAスクール構想については終わります。

○議長（小澤 仁君） 川崎議員の質問の途中ですが、休憩をしたいと思います。11時15分まで。

午前11時09分 休 憩

午前11時15分 再 開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

3番川崎哲也さんの2つ目の質問を許可します。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） それでは、2つ目の質問、観光地域計画についてお伺いします。

令和5年度に策定した観光地経営のマスタープランとなる地域計画（以下、観光地域計画）について、令和5年12月第10回定例会議の一般質問において、村長より、観光地域計画を村の観光マスタープランとすべく、広く公開し意見を求め、村が進める交流・定住策の中心となるような計画へとブラッシュアップを図る旨の答弁がありましたが、質問1つ目、同計画策定の進捗状況と活用状況は。2つ目、同計画の策定の基となった観光庁の地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業に関して、村は今年度何か取組は行っているかについて。以上2点、お伺いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） まず、観光地域計画についてですが、これは令和5年度の国の補助事業であります環境庁の地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業に申請する際、旅館、事業者、村等で議論を重ね策定したもので、補助事業の申請書類の一部となったものです。この計画は、観光に携わる関係者間で村の強みや弱み、今後向かうべき方向性等について話し合い、策定をしたものです。なお、事業申請を行いましたが、残念ながら採択に至りませんでした。その後の観光地域計画の活用についてでございますが、この観光地域計画を現在策定中の観光振興計画のベースとしており、計画策定後は計画に沿った事業展開を行っていくこととなります。

次に、観光庁の地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業についてでございますが、今回今年度の事業申請をしておらず、国の別の事業であります観光庁地域新発見事業に申請を行ったところです。こちらも残念ながら、競争率が激しいこともありまして採択にならなかったところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。

では、観光地域計画及び観光振興計画についてお伺いします。

昨年12月の定例会において、村長は広く公開し意見を求めるとお答えになったんですけれども、

それは昨年作成した観光計画の地域計画のほうでしょうか、それとも、今年度作成中の観光振興計画策定において広く公開し意見を求めるという意味だったのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今ほどのご質問についてですが、昨年度策定しました観光地域計画事業が、現在策定しております観光振興計画のベースとなっておりますので、観光振興計画完成したら、ホームページ等で広く掲載周知を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） では、観光振興計画では前回と一緒に村と業者で話し合いながら策定しているのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今ほど村長の答弁にもありましたけれども、昨年国の補助事業を申請する際に関係者、村が一堂に集まって、村の強みや弱み、あといろんな課題等について議論を交わし、それが基になって観光地域計画ができました。それが今振興計画のベースとなっておりますので、現在は今内部で、私たち事務局で、具体的な数値等入れている作業を行っているところであります。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 承知しました。

昨年の観光地域計画の中で令和6年度実施予定の計画もあったんですけども、例えば定例ミーティングやワークショップの開催というのが昨年の予定の中ではあったんですけども、それは今年度実施されたのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 令和5年度に申請しました国の補助事業が不採択になったこともありまして、地域計画に掲載されてありますような定例ミーティングまたはワークショップといった形では実施はしておりませんが、今年度各事業の実施に当たりましては関係者に集まっていただき、事前の打合せ、それから事業実施後の検証、それから次年度に向けた課題の洗い出し等を行っております。

また、観光振興計画策定後は、先ほど村長の答弁にもありましたように、計画に沿って事業を展開していくことになりますので、村の観光協会をはじめ関係機関、関係団体等に集まっていただきまして、定期的に意見交換の場を設け進めていくことが必要と考えております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 定期的に意見交換行われているということによろしいでしょうか、今現在。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 定期的ではなくて、事業を開催する前の調整段階、それから事業実施後の検証と課題の洗い出しということですので、随時という形になります。

終わります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 例えば、昨年度の高付加価値化事業不採択であったり、本年度も地域新発見事業も不採択ということで、そういう不採択の理由を検証したり、観光計画の中身を再確認とか再検証したりするためにも、関係者でミーティングとかを実施したほうがいいと思うんですけども、そこら辺いかがでしょうか、定期的に。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今ほどお答えしましたが、現在策定中の振興計画が完成すれば、この計画に沿った事業展開を行っていきますので、その際は定期的なミーティング等必要と考えております。

終わります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。

この観光地域計画完成した後に計画に沿って事業展開を行うということなんですけれども、すみません、事業の実施主体というのはどこになるのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 事業の実施主体について、今後どういう事業を行っていくかというのは、これからの検討事項になりますので、この場でお答えすることはできないものと考えます。

終わります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 事業実施の主体は分からないとしても、観光振興計画であったり、何とか事務仕事というのは村で行っていくということでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 恐らく事務的なことについては、私たち事務局で行っていくことになるかと思います。

終わります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 承知しました。ありがとうございます。

以上で、観光振興に関する質問は終わります。

○議長（小澤 仁君） 3番目の質問を許可します。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 3番目の質問に移ります。

新潟関川風力発電事業についてお伺いします。

同事業に関して、令和6年6月（第5回）定例会議の一般質問において、村長より、事業の計画、経営に関して村は関与はしていないが、事業の進捗について、村や地権者、地域住民に対して事業者から適宜報告を受けているとの答弁がありましたが、今年度は事業者よりどのような報告がなされたか。村は報告に対しどのように対応しているか、お伺いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 風力発電事業に関する事業報告と、その対応についてでございます。

事業者からは、環境影響評価の過程において、今年度については準備書の手続に向けた環境調査を行っているとの報告を受けているところでございます。具体的には、騒音や地形、地質の調査をはじめ、動植物の生態系や景観に対する影響予測などであります。騒音調査につきましては、周辺集落に測定器を設置する旨の報告があり、村としましては、関係集落区長さんをご紹介して、事業者から直接説明をしていただいたところでございます。景観に関する影響予測に関しましては、鷹の巣つり橋展望台をはじめ、道の駅でのヒアリング調査などを行っている旨の報告がありました。今後は、登山局からも意見聴取したいとのことから、関川村山の会をご紹介したところでございます。

また、風況調査の実施についても報告を受けております。村では、事業者からの要請を受け、風況観測塔の設置用地の貸付けをしたところであり、先般観測機の設置状況を現地で確認したところでございます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。

この新潟関川風力発電事業に関しては、村内でも気になっている方も少なからずいらっしゃると思いますので、事業の進捗状況については適宜知りたいところではありますが、この6か月では3件の報告があったということでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 主には、騒音、景観、それから風況調査、3つでございました。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 村長がおっしゃる適宜報告といったときのこの適宜というのは何か明確な基準というか、村と業者の間でこういうときに報告しますとか、そういう中で約束事というのはある

んでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 適宜の具体的ないついつというような取り交わしはございません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 承知しました。

では、住民の方が風力発電事業の進捗情報を確認する方法なんですけれども、令和6年3月に開催された環境影響評価に関する方法書、住民説明会に関しては、例えばその情報は東急不動産さんであったり県庁のホームページ、それから村の広報、それぞれに記載がありましたし、その後の方法書に関する意見書に関しては、公表が環境省であったり経産省であったり、また県庁であったりと、いろんなところにいろんな場所に情報があると。8月に事業の関係影響に対する県知事意見はテレビのニュースでそれはたまたま見ました。この風力発電事業の進捗状況、その情報が村民の方につかみづらいと思いますので、住民がこの風力発電事業の進捗状況を知ることができるサイトであったり広報でのお知らせであったり、村での情報発信というのは可能でしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 今ご質問、説明がございましたことですが、大きく環境のアセスメントの関係でいうと、配慮書それから方法書、準備書、評価書という4つの段階が大きくあるわけです。それぞれの段階において住民説明会をし、閲覧をし、ホームページ等で公開しているということだと思います。それからあわせて、その段階において、それぞれ県の意見、県は国に意見を申し上げる、それで国が公表する、県としては県が国に上げた意見を公表するというそれぞれの立場での公表をしているんだと承知しております。よって、全てを網羅したというのは、サイトをつくるというのは、村では今のところ考えはございません。ただ、東急不動産にそういったことを聞いたことがあるんですけれども、ホームページで進捗状況というのはなかなか公表しづらい面もありますけれども、それぞれの段階段階においては、全て公表していくということでございますし、問合せの電話番号等も掲載してございますので、真摯にお答えいただけるのではないかなと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） では、もし住民が風力発電の進捗状況を知りたいときは、東急不動産さんに直接お伺いするということになるのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 内容によりますけれども、それでよろしいかと思います。例えば、県がこういった意見を国に上げたんだということになれば、県に照会するのが一番いいかなと

思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 昨年12月の一般質問の際の村長の答弁の中で、東急不動産さんは地域貢献に前向きな企業であり、事業の進捗状況を見ながら関川村が抱える様々な課題の解決に対しても協力をお願いしたいとお答えがありました。地域貢献に関して、その後村と事業者とやり取りはあったんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 地域貢献の話でございますけれども、新年に入ってからでございますけれども、それについて東急不動産と村とでの協定を結ぼうかというような協議の段階でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 承知しました。

以上で3つ目の質問を終わります。

○議長（小澤 仁君） これで川崎哲也さんの一般質問を終わります。

次に、4番、近 敬志さん。質問を許可します。

○4番（近 敬志君） 4番、近です。

防災対策についてお伺いいたします。

避難訓練、防災訓練についてお伺いいたします。

日頃から災害時の現実に沿った訓練を行うことは非常に重要であり、地震、洪水、土砂災害と災害別に情報伝達、避難方法、救助、介護等について実際に行い、行動することが、災害時有効であり必要ではないかと考えるが、次の3点についてお伺いいたします。

①10月20日に行われた総合防災訓練の課題点と今後の対策をどのように進めていくのか、お伺いいたします。

2点目、②第6次関川村総合計画では、感染症対策も意識した防災訓練の実施と記載されているが、要配慮者、要支援者も避難する中、各避難所での区分と対応をどのように行っていくのか、お伺いいたします。

③災害時ペットと飼い主の安全は密接に結びついており、環境省のガイドラインでもペットの同行避難は基本と明記されている。先般の総合防災訓練では、高田地区でペット避難が実施されたが、今後運営方法を含め各避難所に拡大する考えはあるのか、お伺いいたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 近 敬志議員のご質問に順次お答えをいたします。

1点目の総合防災訓練の課題と今後の対策についてです。

村の防災訓練につきましては、昨年から毎年1回実施することとしており、災害の発生リスクが

高まった状況の中で住民のおののがどういった行動を取るべきかを考え行動することに重点を置いて実施をしております。毎年訓練を重ねることで、住民のおのの避難先や避難行動の確認はおおむねできているのではないかと感じているところです。

しかしながら、課題も多くあります。まずは、指定避難所の解錠、鍵を開けること、解錠です。マニュアルでは村の職員が解錠をし、お年寄りなどに対し早めの避難を呼びかけるとありますが、気象状況の急変などで一気に災害リスクが高まり避難指示なども行う場合もあり得ることから、職員の対応では間に合わない場合において、地域住民の皆様と連携して避難所を解錠、開設することが必要です。一部の避難所においては、地域の方に解錠をお願いをしているケースもございますが、今後具体的な仕組みを構築させていきたいと考えています。

次に、指定避難所に避難する際、貴重品だけを持って避難する方がほとんどです。各自が必要な物資を防災袋やリュックに入れて携帯して避難するという意識を持ってあらかじめ準備しておくなど、そういう習慣がまだまだ定着していないようです。これまで村としても周知不足の面がありますので、今後周知を図ってまいりたいと思っております。

また、住民の安否確認や限られたスペースでの避難所運営なども課題に挙げられます。実際の避難所を考えますと、これを自主防災会や集落に委ねることもありますが、防災訓練においてそういった訓練まで行っている自主防災会や集落は一部にとどまっています。今後は、緊急時の連絡体制の確認や避難した後の避難所開設、運営など、自主防災会や集落の皆様と実際の動きを確認する訓練を行ってまいりたいと考えています。

次に、2点目の避難所での感染症対策についてです。

令和4年8月豪雨災害のときは、新型コロナウイルス感染症の感染下での避難となりました。避難を余儀なくされた川北ふれあい自然の家では感染症対策がままならぬ状況であったのが実態ですが、それ以外の指定避難所においては、体温測定や手指消毒、部屋を分けるなど対策を講じたところです。今年度の訓練では、新型コロナウイルス感染症が5類に移行していることから、平常の訓練を行いました。令和2年度にはコロナ禍での訓練を実施しております。感染症にも様々な種類がございますが、感染下での避難が必要になった場合には、このような経験を生かしてまいりたいと考えております。

次に、3点目のペット同行避難についてです。

ペット避難につきましては、昨年度の新潟県との合同訓練においては、新潟県の主導による訓練を関川中学校で、今年度においては地域住民の発意による訓練を川北ふれあい自然の家で、それぞれ行われたところです。まだまだ訓練実績が少ない状況ですので、今後ペットの飼い主に向けた啓発を行い、訓練の場を広げ、ペット同行避難の訓練を重ねてまいりたいと考えているところです。また、ペット避難につきましては、飼い主の責任において管理するという基本的な考えの基、限ら

れた避難所のスペースを避難住民とどうすみ分けするのかなど、長期、短期の避難の在り方について課題を整理してまいります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。4番、近さん。

○4番（近 敬志君） 答弁ありがとうございました。

何点かお聞きしますが、避難所の解錠の話で思い出しまして、先日防災の講座を受けたときに解錠の話が出てきました。全国のほかの地域だったんですけれども、鍵を開けられなくて地域住民の人が避難所の窓ガラスを割って解錠して自分たちで設営、開設、運営を始めたそうです。まさに村長今おっしゃったとおりでございまして、災害になると職員が間に合わない場合もやっぱりあります。そこで、質問なんですけれども、村内8か所避難所ありますけれども、ほとんど廃校になった校舎、校舎というか体育館使っているわけですよね。体育館の鍵は一部の方をお願いして預けてあるということでしたけれども、校舎側の鍵というのは一緒に管理されていますか、別々に管理していますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 校舎側の鍵、学校で管理しているという、それは学校が管理、誰がということですか。（「廃校のところ」の声あり）廃校のところですか。廃校のところの、教育委員会でも鍵は持っておりますけれども、一応全種類は持っております。

○議長（小澤 仁君） 近議員、もう1回同じ質問をしてください。

○4番（近 敬志君） もうちょっと具体的に説明すると、今廃校になっているあちこちの学校で避難所を開設するじゃないですか。開けるのは体育館なりを開けるんですけれども、校舎側の鍵、それも教育委員会で管理されているという話でしたけれども、例えば、鍵を一緒にリングみたいになって管理しているのか、別々の置場所にして管理しているのか、災害時になったら、一緒に持って行くんだか、別々に持っていくんだか、この辺の話をお聞かせください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 鍵の関係ですけれども、教育委員会のほうでもありますし、防災の総務課のほうにもあります。それから、鍵は、体育館と校舎ということなんでしょうか、それは一緒につづられているというか、くくられているという状況です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。4番、近さん。

○4番（近 敬志君） ありがとうございます。

実際今避難所の開設、運営するに当たって、校舎側で各教室なんかはもう使える状態にしているんでしょうか、それとも基本的には使えませんよという形にしているんでしょうか、お聞かせください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。

暫時休憩します。

午前 11 時 44 分 休 憩

午前 11 時 44 分 再 開

○議長（小澤 仁君） 休憩を閉じ会議を再開します。

答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 校舎側が避難できる状況になっているかどうかというのは、校舎によってみんな使える状況には片づけておりますけれども、その状況は学校によってまた様々であります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。4 番、近さん。

○4 番（近 敬志君） ありがとうございます。

そうすると、校舎を使わない施設もあるということですよ。また後で質問またなるんですけれども、今使えるところと使えないところがまちまちですよ。今の質問は、校舎が教室ですよ、教室がですね、これを使えないところもあるということですよ。お答えください。

○議長（小澤 仁君） 近さん、ごめん。もう 1 回整理して質問して。何を聞いているのか、聞かれているかよく理解できないので、もう 1 回整理して質問してください。4 番、近さん。

○4 番（近 敬志君） 4 番近です。

ゾーニングという言葉ありまして、例えば要支援者、要介護者、必要なときにただ体育館にどうぞということではなくて、こういう人たちはこういうスペースに行ってください、こういう人たちはこういうスペースに行ってください。例えば、感染症対策で、先ほど留意して行っていますということなんですけれども、そういう方がいたら、例えば校舎側のこういう教室使ってくださいとか、こういうことができるのかどうかを教えていただきたい。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 校舎も、廃校になった校舎と今現役の関川中学校とあるわけなんですけれども、まず、廃校舎のほうは、環境は別としても部屋はどこでも使えるわけです。よって、体育館は大きな避難所になって、個別の避難所で感染対策のため使うとかそういったことは可能かと思います。それから、現役の中学校につきましては、体育館が基本となって、特別教室に一部の方に避難してもらおうとかそういったことは想定をしているところでございます。ただ、電源の問題とかでエアコンの関係が限られておりますので、この部屋は重度の方とかそういったイメージを持ってとか計画を持っているところではございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。4 番、近さん。

○4 番（近 敬志君） ありがとうございます、大変よく分かりました。

先ほど答弁の中で防災袋の用意なり、あらかじめ準備していくというお話ありました。私も大変

大切だなと思いましたし、先般の合同訓練の総評なんかでもその話も指摘されていた次第でございます。今後周知をしていくということなんですけれども、具体的にどういことをしていこうとか、今のところの考えをお聞かせください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 防災グッズの関係につきましては先ほど村長答弁もありましたとおり、村での周知不足もあるかと思っております。よって、今後時期を見て、やはり災害が発生しやすい時期というものがあると思いますので、その前に広報をして、あるいは避難訓練毎年やろうと思っておりますので、その際にこういうことを行ってくださいというような啓発活動を行いたいと、基本的なことになりますけれども、そういった繰り返しが大事なかなと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。4番、近さん。

○4番（近 敬志君） ありがとうございます。

避難所運営についての話さっきありました、限られたスペースの避難所運営ということでございました。実際避難所開設となると、職員がその場に行って開設それから運営の手伝いとなるとなかなか人的な問題があって、非常に大変なんですね。これを村内あちこち8か所となると非常に大変でございます。防災の中でも一番望ましいのは、運営というのは自発的に自主的に行うというのが望ましいと記載されています。先ほど答弁あったように、自主防災会や集落の皆さんと実際の動きを確認する、訓練を行ってまいりたいというふうな非常にいい答弁ございました。

そこで、質問なんですけれども、一生懸命やっている自主防災会あります。それと比べて、あまり積極的ではないあまり動いていない自主防災会もあるのは確かなんですね。村内幾つも自主防災会ありますけれども、横の連携、意見交換会なり会合というのは開催されていますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 横の連携といいますと、防災訓練の前に各地区に説明に入りますが、そのときに各地区でやはり安全な集落と危険をはらんでいる集落というのがあって、集落間では何かあったら、そちらの集落センターに避難するので頼むよというような口頭での話はよくあるんですけれども、これが具体的なきちんとした形での話合いというのはあまりされていないかなということであります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。4番、近さん。

○4番（近 敬志君） ありがとうございます。

そうすると、実際動く訓練を行ってまいりたいとありますけれども、やっぱりそれぞれ回るのもいいんですけれども、各自主防災会が集まって意見交換して、この時期はこういうこと行っていた、じゃうちも行わなくちゃいけないねとかという、まず訓練する前の意識の高まりなり勉強会なりが

必要になってくると思うんですね。いきなり訓練しましょうと言ってもなかなかできないわけですよ。事前に役割決めたりということをしていないといけないと思うんですけども、訓練する前にそういう勉強会なり意見交換会なりするようなお考えはないのか、お伺いいたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 今議員がご指摘の点、非常に重要なことと捉えておりまして、ちょっと話はずれますが、防災士というのも、近議員はじめいろんな方に取り組んでいただいて、今十五、六名の防災士が誕生しております。追って、その方とも連携をしなければいけないというのが一つの課題になっております。それらも含めて意見交換、なかなか議員ご指摘のとおり村職員だけではどうにもならないというのが実態でございますので、多くの皆様のご協力をいただく、その上では日頃の話合いが大事だと思っておりますので、前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。4番、近さん。

○4番（近 敬志君） ありがとうございます。

実際来年から、行うお考えはありますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 前向きに行ってまいりたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。4番、近さん。

○4番（近 敬志君） ぜひ前向きにご検討いただければと思います。

次の質問なんですけれども、感染症対策なんですけれども、令和2年度にコロナ禍での訓練はしたということでございます。季節によって感染症いろいろありますけれども、今の時期だと、これからのインフルエンザなりはやってくるとあるんですけれども、やっぱり何かあったときにできるようにしておくにはやっぱり毎年何かしら規模の大小にかかわらず、やっぱり実施するのが必要かなと思いますけれども、その間行うつもりでいるかないか、お聞かせください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 先ほど答弁にもございましたとおり、コロナ禍では訓練をしたんだけれども、今年は、感染症を意識した訓練というのは特に行っておりませんので、ご指摘のとおり、今後いつ感染症いつ来るか分からないのでそういったことを意識した訓練というのは重要だと認識しております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。4番、近さん。

○4番（近 敬志君） ありがとうございます。

3番目の質問なんですけれども、ペット避難についてでございます。

なかなかペットをやっぱり飼っていらっしゃる方多くて、実際避難しようと思っても本当に避難

してもいいものか避難所に行ってもいいものかどうかという問合せが村でもやっぱあったそうです。村のガイドラインでも解説書には連れてきていいですよ、皆連れてきていいですよということなんですけれども、その先どうするというのはこれから行うそうです。高田地区でもこの前は集まっただけで取りあえず終わったということでございます。答弁の中ですみ分けもそうですけれども、避難の在り方についてこれから課題を整理するという事なんですけれども。質問は、実際訓練した後にはペットの飼い主の方々の意見を聞いて、こういうふうにするにゃないかこういうの足りないかという場を設けることによって自主運営の意識が芽生えてくるにゃないかなと思うんですよ。今後のどう課題整理するかについてお聞かせください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） ペット訓練についてはまだ始まったばかりでございますけれども、実際飼っている方いらっしゃいますので、やはり訓練のときに、ペット避難をしていただいた方同士で話し合いをしてもらったり意見交換をしてもらうのも一つ効果的かなと思っております。その中で、いろんな課題が見えてくる、あるいはそれぞれの行動でヒントをいただくというかお互い意見交換できると、そんなことができないかなとは考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。4番、近さん。

○4番（近 敬志君） ありがとうございます。

最後の質問なんですけれども、前回の災害が起きてから2年たっていますけれども、避難訓練に参加した人はそこまで多いかなと思うんですね。まだまだ喉元過ぎればではないのですけれども、意識がちょっと低くなってきたのかな、意識高い人は一生懸命参加するんですけれども、そうでない人も随分増えてきたのではないかなと思うんです。一生懸命こういう質問をしたり、村でも一生懸命こういうふうにしますとやってくれているんですけれども、実際避難する人たちが参加してくれないとなかなか災害が起きたときにうまく機能しないんですね。

村長に最後お聞きしたいんですけれども、来年以降避難訓練するに当たって、どうやって人を増やしていこう、参加人数を増やしていこうか、どういうふうにお考えになっているか、お聞かせいただいて、ご質問を終わらせていただきます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 避難訓練というのは、なかなか、それこそ直面しないと意識が高まらないといいましようか、災害の直後ならまだいいんですけれども、災害がどんどん過去のものになっていく中で避難訓練について意識が低くなるというのはこれはもうどこもそうですし、現実には避難訓練をしても人が集まらないというのが現状かと思えます。避難訓練に集まっている例を聞きますと、例えば、地域での何かイベントのときに合わせて行ったりとか、様々な工夫で本来なら災害に対する意識を高めて避難してもらおうのが一番いいんですけれども、そこまで行く間は、ほかのと合同で行う

とか、そういうことも他県でも行っておられるようでありますので、どのように人を集めていくのかというのは今私具体的には意見がありませんけれども、そういったことも考えながら避難参加される方が増えるような対策はこれから研究していきたいなと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

これで近 敬志議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

休憩します。13時まで。

午前11時59分 休 憩

午後0時59分 再 開

○議長（小澤 仁君） 休憩を閉じ会議を再開します。

日程第5、議案第66号 関川村農地及び農業用施設災害復旧事業の分担金徴収条例の制定について

○議長（小澤 仁君） 日程第5、議案第66号関川村農地及び農業用施設災害復旧事業の分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

村長の報告を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第66号は、関川村農地及び農業用施設災害復旧事業の分担金徴収条例の制定についてでございます。具体的な内容について農林課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 関川村農地及び農業用施設災害復旧事業の分担金徴収条例の制定について説明いたします。

現在の分担金徴収は、関川村分担金徴収条例及び関川村農林水産業施設災害復旧事業受益者負担金要綱により、分担金を徴収しています。

なお、特例条例としまして、令和4年8月豪雨では、令和4年8月3日からの大雨による災害に係る関川村農地及び農業用施設災害復旧事業費の分担金徴収条例を、令和6年1月24日の臨時議会で可決していただいた条例により、対象となる災害復旧事業を実施してきました。

今回、令和4年8月の豪雨災害以降の災害復旧事業に伴う分担金徴収条例を制定するものです。

条例の次のページをご覧ください。

災害復旧事業費負担割の表で説明します。

補助事業の場合ですが、基本負担率で説明しますと、農地は国の補助率が50%で、残りの50%のうち、村が100分の80として40%、受益者が100分の20として10%の負担となります。

同様に、農業用施設は、国の補助率が65%で、残りの35%のうち、村が100分の80として28%、

受益者が100分の20として7%の負担となります。

また、補助事業とならない単独事業の場合ですが、農地は村が80%、受益者が20%の負担となります。

同様に、農業用施設は村が90%、受益者が10%の負担となります。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、平田さん。失礼、10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番鈴木です。

この災害復旧事業、一番記憶に新しいのは令和4年8月3日の激甚災害に指定されたもの、これが国が97.9%、受益者負担になると、その残りを村が80パーセント、受益者が20パーセントということで、実質0.42%ということで、今回出ている条例に関しましては、災害復旧の農地に関して10パーセント、施設に関しては7パーセントということで、これはもうこれに固定してしまうということですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） ただいまの質問ですが、あくまでも基本補助率となりますので、農地等については受益面積や耕作者の人数等によって、農地、施設ともですが、かさ上げの要項になってきますので、補助についてはその残りの100分の80が村、施設について、すみません、受益者について100分の20として残りの負担を求めるということになります。

○議長（小澤 仁君） 休憩します。

午後1時04分 休 憩

午後1時04分 再 開

○議長（小澤 仁君） 休憩を閉じ会議を再開します。

答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） すみません。あくまでも補助残に対する負担率になりますので、補助率が上がれば上がるほど負担は少なくなるということになります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） それでは、第3条の（2）単独事業とありますが、これは国の補助が得られないような村が単費で行う事業となるわけですが、これももう受益者が農地に関して20パーセント、施設に関しては10パーセントと固定されているんですけれども、これはもう、今までの災害に対する補助を見ますと、激甚以外ですと、受益者が50パーセントというやつもあったと思いますし、30パーセントだとかいろいろと数字がまちまちだったんですが、今回これに固定するという

ことによろしいです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 本来単独事業というのは国の補助要件に該当しない40万円未満の災害の適用になりますので、固定とさせていただきたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 災害復旧、どの辺までが災害なんでしょうか、災害の基準というのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 災害要件というのがありまして、暴風、洪水、地震、高潮その他異常な天然現象により生じた災害とありますので、例えば例を申しますと、洪水を例にしますと、時間雨量20ミリメートルで24時間雨量80ミリメートル以上というのが対象になりますし、地震でありますと震度4以上、暴風におかれましては最大風速15メートル以上10分間平均ですが、そちらが適用になります。また、融雪もありますので、20センチメートル以上の融雪量プラス降雨、雨が降った場合、降雨量をプラスして80ミリメートル以上等、災害により違いますけれども、災害要件に該当した場合を想定しております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 今農林課ですけれども、農地の集積、地域計画なども今非常に多く入ってきていまして、また、以前に比べまして、何か職員の負担が非常に増となるような、例えば工事の入札、発注、引渡しなど事務的な負担も結構増えるような気がするんですが。私なんかはもう住民目線で本当は言わなくちゃならないので、負担率が下がることには非常にいいことなんですけれども、これは行政のほうで非常に負担にならないかということを危惧しておりますが。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 災害になりますと、やはり農地及び施設については受益者の負担を求めるということになりますので、令和4年の災害でももちろん皆さんから徴収ということを事務は行っておりますので、職員の負担というのは災害の場合は致し方ないと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第66号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第66号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 6 7 号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7、議案第 6 8 号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8、議案第 6 9 号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9、議案第 7 0 号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 1 0、議案第 7 1 号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第 1 1、議案第 7 2 号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 1 2、議案第 7 3 号 関川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 程第6、議案第67号関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例から、日程第12、議案第73号関川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例まで、以上7件を一括議題とします。

村長の報告を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第67号から議案第73号の7議案は、職員の給与、手当の改定を行うものでございます。県の人事委員会勧告に倣い、村の一般職員等も国県に準じた改正を行うほか、議会議員と特別職等の手当の改定を行うものでございます。詳細を政策監に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） それでは説明をさせていただきます。

総務課資料というのが挟まっていると思いますので、それにて説明をさせていただきたいと思い

ます。

議案第74号の手前に、両面の総務課資料というのがあると思います。これにて議案第67号から第73号について説明をさせていただきます。

国では、人事院勧告を受け、民間給与との差を解消するため、令和6年4月1日を施行日とする給与改定が行われる見通しです。県でも、県の人事委員会勧告によって、国と同様の改正が行われる見通しとなっております。村では、国県に倣い、月例給及びボーナスを引き上げるため条例改正を行うというものでございます。

1つ目ですが、給与表の改正です。適用日は令和6年4月1日であります。

議案第70号の関係ですが、行政職給料表、初任給では、大卒程度で2万3,800円、高卒程度で2万1,400円をそれぞれ引上げをいたします。給料月額では、若年層の職員に重点を置いた上で、全年齢層で引上げを行います。

2つ目ですが、技能労務職の給料表、そして医療職の給料表、これは診療所の医師となります。

特定任期付職員給料表、こちらは実際には職員はおりませんが、この給料表も改定するというものであります。議案でいうと第67号、第71号、第72号に関連いたします。行政職給料表と均衡を基本として、給料の月額の引上げを行います。

2つ目、期末勤勉手当率の改正であります。3つ表がございまして、一番上の表ですけれども、一般職員の支給月数です。議案でいうと第70号でございます。

令和6年度の期末手当12月分ですが、0.05引上げをして1.275、勤勉手当はプラスの0.05して1.075月とするものであります。合計が2.5と2.1となります。令和7年度からは、この合計を変えずに、6月と12月それぞれ1.250、1.050と改正を行います。

それから2つ目ですが、暫定再任用職員、会計年度任用職員の関係です。議案でいうと第70号と第73号になります。

令和6年度の期末手当は12月分ですが、0.025引上げを行って0.70月、勤勉手当は0.025をプラスして0.525月、合計が1.375と1.025となります。令和7年度からは、この合計を変えずに、6月と12月それぞれ0.6875月と0.5125月とするものであります。

それから最後に、3役、これは村長、教育長です、それから村議会議員の皆さん、そして特定任期付職員の議案改正でございます。令和6年度の12月分ですが、0.05引上げをして1.75月、合計で3.45、令和7年度からは、合計が3.45そのまま、6月と12月それぞれ1.725月と改正するものであります。

次のページ、裏面をご覧いただきたいと思います。

寒冷地手当の改正もございます。

扶養親族のある職員で2,000円プラスして1万9,800円、その他の世帯主である職員が1,200円プ

ラスの1万1,400円、その他の職員でプラス840円で8,200円と、それぞれ月額ですけれども、引上げを行うということでございます。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑は、議案第67号から議案第73号まで一括して行います。質疑はありませんか。5番、近さん、近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） 5番、近です。確認なんですけれども、ただいま政策監が説明されました総務課資料のところで、再任用職員のこの表では2つ合わせて0.05か月引上げとなっておりますけれども、この後ろの29ページの比較表のところを見ると、補正後、補正前が、再任用職員のところは比較が全部ゼロになっているんですけれども、これは整合性がないのではないかとと思われるんですが。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 補正予算のページでしょうか、29は。この後出てきます補正予算につきましては、改正したとしても当初予算で賄える分もありますので、当初予算で足りない分を補正しておりますので、必ずしも一致するものでございせん。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。9番、平田さん。

○9番（平田 広君） 9番の平田です。確認なんですけれども、75なんです、11の9ページ、そこで、第16条の2項で「基準日以前の6箇月以内の期間における」、改正前ですね、「以内」のところ横線引かれているんですけれども、改正後は引かれていないんですけれども、何か変わる点あるんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 変わっていないところにも線があったようでございます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号から議案第73号まで7件は会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第67号議案第73号まで7件については委員会付託を省略します。

これより、議案第67号の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第68号の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第69号の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第70号の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第71号の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第72号の討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第72号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第73号の討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第74号 新潟県市町村総合事務組合の規約の変更について

○議長（小澤 仁君） 日程第13、議案第74号新潟県市町村総合事務組合の規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第74号は、新潟県市町村総合事務組合の規約の変更についてでございます。具体的な内容につきまして政策課に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） それでは説明させていただきます。新旧対照表をご覧ください

たいと思います。

新潟県市町村総合事務組合の規約の別表の改正でございます。総合事務組合が処理しております公平委員会、この事務につきまして妙高市がここに加わるというものでございます。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第74号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第74号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第75号 令和6年度関川村一般会計補正予算（第9号）

○議長（小澤 仁君） 日程第14、議案第75号令和6年度関川村一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第75号は、令和6年度関川村一般会計補正予算（第9号）でございます。

これは、扶助費や災害復旧事業費など必要な事業の補正を行うものでございます。詳細を政策監に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） それでは、第9号の一般会計補正予算説明させていただきます。

第1条で歳入歳出予算の補正です。1億8,970万円を追加し、予算総額64億3,200万円とする。

第2条で地方債の補正でございます。

14ページをお願いいたします。

歳出からでございます。

先ほど議決いただきました給与改定の関係も盛り込んでおります。既決予算での不足する科目を増額補正してございます。給与に関しましては説明を省略させていただきます。

2款総務費、総務管理費からとなります。

次のページ、15ページをお開き願います。

7目の地域振興費です。

脱炭素推進事業費として土地の購入費30万円。自営線マイクログリッド構築に伴う自営柱の設置のための用地であります。

それから、16ページですけれども、3款民生費1項社会福祉費、一番下の27節国保会計繰出金です。次のページにわたりますけれども、事務費繰出金で10万円、産前産後保険料繰出金で9,000円です。

3目の社会福祉施設費、社会福祉センターの修繕料で8万円。社協の駐車場内の街路灯の修繕であります。

それから4目心身障害者福祉費、修繕料で20万円。さくら工房、旧上関保育園の窓の修繕であります。それから委託料です、自立支援給付システム改修委託料156万2,000円。認定事務事務の簡素化に伴う改修であります。

19節の扶助費です。介護給付費訓練等給付費1,178万円。障害児通所サービス扶助費416万円、利用者の増ということであります。22節は国県への精算返還金であります。

2項児童福祉費、扶助費で2,700万円。児童手当の給付費ということで、制度拡充による増であります。それから、22節が国庫支出金の精算返還金があります。71万5,000円です。

2目の保育園管理費です。10節から26節の関係ですが、車検の対応です、通園バスです。修繕料で15万円、役務費で3万円、公課費で3万5,000円であります。

19ページです。

4款衛生費1項保健衛生費、国県への精算返還金がございます。

5款農林水産業費、農業費です。1節の農業委員会委員報酬50万円の減額です。最適化推進活動における加算額、加算報酬の減ということであります。県の内示額によるものであります。

それから、10節の需用費消耗品で15万円。こちらも最適化推進活動で使用する事務費でございますが、県の内示額による増ということであります。

それから3目の農業振興費で、補助金、農業次世代人材投資資金50万円。令和6年1月から4月分の追加該当のための遡及交付であります。それから、県の支出金の精算返還金で14万3,000円で

す。

21ページをお願いいたします。

7目農業農村整備事業費です。測量調査委託で1,100万円。鮎谷の2か所ですが、ため池の地質調査であります。そして、その下の委託料1,600万円は、この地質調査後の事業計画策定委託料ということであります。工事費で300万円、天神平上堤廃止工事の増工分であります。

それから、飛ばしまして23ページをお願いいたします。

7款土木費1項土木管理費でございます。2項道路橋りょう費、修繕料で500万円。除雪車3台のタイヤ交換などで、既決予算が少なくなっているために補正をお願いするものであります。それから、道路橋りょう維持費の修繕料で500万円。こちらも当初予算が少なくなっておりまして、今後の除雪作業などによるまた修繕が予想されますので、それに備えての補正予算であります。

そして、25ページをお願いいたします。

9款の教育費であります。給食費で修繕料20万円。共同調理場のガス給湯器の修繕であります。

10款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費です。中束地内農業用水路災害復旧工事6,000万円。9月豪雨で被災した中束荒瀬頭首工からの用水路の工事であります。それから過年発生災ということで、林道新関沢線災害復旧工事の増工分ほか災害復旧工事関連ということで、1,100万円を計上してございます。

11款の公債費は、地方債利子償還金で142万6,000円です。借入利子の不足がありまして、予算計上をするものであります。

続いて、9ページをお願いいたします。

歳入です。

12款分担金及び負担金です。農地農業用施設災害復旧事業受益者負担金60万円。中束の農業用水路の関係で20%の負担でございます。

14款国庫支出金、国庫負担金です。障害者自立支援給付費等国庫負担金、2分の1の負担で589万円。障害児入所給付費等国庫負担金208万円、2分の1の負担率です。国保の産前産後保険料国庫負担金が4,000円、2分の1の負担であります。いずれも心身障害福祉費、扶助費に対する国の負担であります。児童手当の国庫負担金で1,812万7,000円です。

それから次のページの2項国庫補助金です。障害者総合支援事業国庫補助金78万円、2の1の補助率であります。

15款の県支出金、県負担金です。これは国の負担に連動するものでございまして、県の負担率は4分の1、児童手当につきましては8分の1ということでございます。

それから、11ページをお願いいたします。

2項県補助金です。農業委員会県補助金、47万7,000円の減額です。農業農村整備事業県補助金、

10分の10ですが、鮎谷のため池で3,000万円。農業次世代人材投資資金県補助金50万円、10分の10の補助率であります。それから農地農業用施設災害復旧事業県補助金5,700万円、補助率は95%とさせていただきます。それから林道災害復旧費県補助金96.3%の補助率で、963万円であります。

17款寄附金です。災害復興指定寄附金3万8,000円。胎内市の新潟ビール醸造株式会社さんから頂戴したものでございます。大したもん蛇と村上おしゃぎりをラベルにしたビールを売り出した、その収益をご寄附いただいたということでございます。

19款繰越金、前年度繰越金で5,622万円。

20款諸収入で、機構集積協力金過年度返還金受入れ14万3,000円です。

21款は村債です。新エネルギー対策事業30万円。農林水産業施設災害復旧事業で260万円です。8ページをお願いいたします。今ほどの村債ですけれども、地方債の補正ということであります。脱炭素事業の用地購入の関係で総務管理債を30万円増やすというものであります。災害復旧事業債は260万円増やすということで、中束の農業用水路と林道新関沢線の災害復旧工事であります。

説明は以上でございます。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） 5番近です。15ページの脱炭素推進事業費の土地の購入費ということでございますが、場所と面積を教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素対策室長。

○脱炭素対策室長（大島祐治君） 今ほどのご質問にお答えをさせていただきます。

場所は村民会館の裏手にあります用地になります。面積は33.16平米でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 3番川崎です。18ページ、よろしく申し上げます。2項1目児童措置費、説明の一番上なんですけれども、児童手当給付費、先ほど制度拡充とおっしゃっていましたが、具体的にどういうふうな制度拡充でしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） こちらにつきましては国の制度でございまして、10月の支給分から高校生年代まで支給を拡大するということと、あと所得制限の撤廃ということで拡充が図られたものでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番鈴木です。9ページ、歳入の12款1項3目農地農業用施設災害復旧事業

受益者負担60万円、20%ということですので、先ほどの第66号の議案のところで採択された、これが適用されるということでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） そのとおりです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 21ページ、7目農業農村整備事業費、このところの説明10のため池というような説明でしたけれども、これはどこの場所でこういった、何用に使われているため池なんだろう。

○議長（小澤 仁君） 一問一答をお願いします。

○10番（鈴木紀夫君） このため池はどちらの場所になります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 鮎谷地内の今回天神平の工事をしていますが、その廃止した下にもう一つ下堤あるんですが、そちらと中ノ沢堤、その2か所となります。

○議長（小澤 仁君） 鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） ということは、水田用の農業用ため池ということでよろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） そのとおりです。

○議長（小澤 仁君） 10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 1ページ戻りまして20ページ、3目農業振興費18節、説明10の農業振興総務費の農業次世代人材投資資金、これの詳しい説明をお願いいたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 新たに農業を営む方に、準備金として2年間、経営として3年間、計5年間の補助ということで年間150万円の補助を支払いしております。今回対象者の方、令和5年度の収入の修正申告ということでありましたので、該当する1月から4月まで、5月からは認定農業者となりましたので、その4か月間を支払うものです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） これは新しく農業を始められたということで、これはもう既に終わったということで、たしか南赤谷の方でよろしかったでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） そのとおりです。

○議長（小澤 仁君） そのほか質疑ありませんか。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 25ページ、10款災害復旧費1項2目林業施設災害復旧費の説明の11の新関沢

線災害復旧工事増分、これ何が増えたんでしょう。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 新関沢線については先ほど少し話が出ましたが、9月の豪雨により増破した部分の工事費の増となります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 9月であった場合は現年じゃなくて過年でよろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 災害復旧途中ですので増破といいますか、実際は掘削していったところの地山線が想定よりも深く、その分の増ということになっております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） すみません、新関沢林道入って300メートルほど行くと右側のほうの沢のところに、非常に、倒木した杉の木が大量に引っかかったような状況になっていたんですけども、それを撤去するという工事でよろしかったでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 新関沢線の一番奥の場所を今工事していますが、そちらの災害復旧の増です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） では、今ほど私言いました、林道のすぐ脇の沢のところに倒木が非常に引っかかった状態で、あれを放置するとあそこからまた何か林道が崩れるような予感がするんですけども、ああいった撤去作業というのはここには入らずに、ほかにこれから行っていくということですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） その辺は確認させてもらいながら、緊急性があると判断すれば、この後の3月等の補正になりますか、4月入ってからになりますか、ちょっと分かりませんが確認したいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） すみません、先ほどの鈴木議員と同じ質問でしたので取り下げます。

○議長（小澤 仁君） そのほか質疑ありませんか。9番、平田さん。

○9番（平田 広君） 9番平田です。私は25ページ、同じ災害ですけれども、中束地内の農業用水路災害復旧工事となっていますけれども、さっきの説明で荒瀬頭首工と聞いたんですけれども、この主な工事内容、金額結構大きいんですけれども、主な工事内容を聞かせてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 工事内容としましては、頭首工から水を取りますが、その後導水管となっております管の護岸が破損といいますか壊れましたので、そちらの護岸の復旧となります。

○議長（小澤 仁君） 分かりました。

そのほか質疑ありませんか。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番鈴木です。23ページ、道路橋りょう費2目、説明の10除雪車のタイヤ3台分交換ということでしたけれども、今日も雪が朝積もっている状態なんですけれども、もう少し早めにタイヤ交換ってできなかったものなののでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（富樫吉栄君） こちらのタイヤ交換につきましては、昨年度の除雪作業が終了した時点で点検はしているんですけれども、そのとき分からずに、今回令和6年度の除雪作業が入る段階で事前の点検をした結果、新たに発見されて修繕を行うもので、その前に修理ということはちょっと難しかったいうところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第75号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第75号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第75号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

午後1時47分 休 憩

午後１時４７分 再 開

○議長（小澤 仁君） 休憩を閉じ会議を再開します。

政策監より発言の申出がありましたので、これを許可します。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 先ほど給与改正の説明の中で、平田議員から指摘がございました新旧対照表におきまして余計な線が入っておりましたので、その部分について訂正をさせていただきたいと思います。

日程第１５、議案第７６号 令和６年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

○議長（小澤 仁君） 日程第15、議案第76号令和６年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第76号は、令和６年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）でございます。具体的な内容は健康福祉課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 令和６年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について説明いたします。

201ページをご覧ください。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ70万円を増額し、総額をそれぞれ６億4,330万円とするものです。

207ページをご覧ください。

歳出。１款１項１目一般管理費です。郵便料の値上げに伴い、10万円の追加です。

続いて、６款１項５目償還金です。令和５年度の県支出金の精算に伴い60万円を追加するものです。

続いて205ページをご覧ください。

歳入でございます。

１款１項１目一般被保険者国民健康保険税です。産前産後の保険税を免除する制度に伴い、9,000円を減額しています。

６款１項１目一般会計繰入金は、歳出の一般管理費、役務費分10万円と、今ほどの産前産後の保険税免除分9,000円を一般会計繰入金で対応することとして追加しております。

次に、７款１項１目繰越金は、歳出の償還金分の60万円を前年度繰越金で対応することで追加してございます。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第76号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第76号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第77号 令和6年度関川村簡易水道事業補正予算（第1号）

○議長（小澤 仁君） 日程第16、議案第77号令和6年度関川村簡易水道事業補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第77号は、令和6年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）でございます。具体的な内容につきまして建設課長に説明させますので、よろしくお願いします。

○議長（小澤 仁君） 建設課長。

○建設課長（富樫吉栄君） それでは、議案第77号令和6年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

901ページをご覧ください。

第2条では令和6年度の簡易水道事業会計予算第3条で定めました収益的収支第1款第1項営業費用に74万7,000円を加えまして、総額を1億7,389万2,000円とするものです。なお、収入の総額に増減はありません。

次に、902ページをご覧ください。

第3条で令和6度の簡易水道事業会計予算第4条に定めました収入、第1款第2項補償料に1,487万円を追加し、総額を1,687万円とするものです。なお、支出の総額に増減はありません。

それでは、収益的収支からご説明をいたします。903ページをご覧ください。

下の表になりますけれども、支出、第1款第1項第4目総係費です。備考欄、給料から法定福利費までは給与改定に伴うもので、計56万円の増額となります。最下段の委託料でございます。これは検針時にお配りするお知らせ票に水道の口径内容を印字するための料金システムの改修費用としまして18万7,000円でございます。

続いて、資本的収入及び支出について説明いたします。904ページをご覧ください。

第1款第2項第1目工事補償料に1,487万円を追加し、総額1,687万円とするものです。この工事補償料につきましては、本年度実施しております温泉橋の添架管の改修工事に伴いまして、温泉橋に設置いたしました仮設足場費用について、同じく温泉橋に添架している東北電力ネットワーク株式会社の電線工事にも使用したいという申出がありまして、協議した結果、仮設足場の設置及び撤去費用の半額を東北電力ネットワークから頂くことになったための増額でございます。

資本的収入が資本的支出額に対して不足する額7,293万円は、補填財源は902ページの第3条に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第77号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第77号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第77号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第17、同意第8号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第18、同意第9号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第19、同意第10号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（小澤 仁君） 日程第17、同意第8号から日程第19、同意第10号まで、関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、以上3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 同意第8号から同意第10号は、関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるものでございます。

同意第8号と同意第9号は、現職である湯沢の渡辺容子さんと上川口の五十嵐一男さんが、それぞれ1月3日で3年の任期を満了することから、1月4日以降の委員に引き続き選任したいので議会の同意を求めるものであります。

同意第10号は、これまで務めていただいた渡辺清さんがこのたびの任期満了をもって退任され、その後任に大内渕の遠藤貞幸さんを新たに選任したいというものでございます。

任期はいずれも1月4日から3年間であります。

それぞれ略歴をお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。初めに、同意第8号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています同意第8号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、同意第8号は、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより同意第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小澤 仁君） 起立多数です。

したがって、同意第8号は同意することに決定しました。

次に、同意第9号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています同意第9号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、同意第9号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより同意第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小澤 仁君） 起立多数です。

したがって、同意第9号は同意することに決定しました。

次に、同意第10号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています同意第10号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、同意第10号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより同意第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小澤 仁君) 起立多数です。

したがって、同意第10号は同意することに決定しました。

日程第20、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(小澤 仁君) 日程第20、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 諮問第2号は人権擁護委員の推薦についてであります。

現在村には法務大臣から人権擁護委員に委嘱されております方が3名おいでであります。このうちのお1人高橋サイ子さんの任期が来年3月で任期満了となりますが、引き続きお願いをしたいと考えております。

このたび高橋さんご本人から同意をいただきましたので、法務大臣に推薦いたしたく、議会のご意見を求めるものです。なお、任期は令和7年4月1日から3年間であります。

高橋さんの略歴を資料として添付しましたので、ご覧いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長(小澤 仁君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより諮問第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小澤 仁君) 起立多数です。

したがって、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま、村長から議案第78号損害賠償の額を定め和解することについて及び議案第79号令和6年度一般会計補正予算(第10号)が提出されました。

これらを日程に追加し、それぞれ追加日程第1及び追加日程第2として直ちに一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第78号及び議案第79号を日程に追加し、それぞれ追加日程第1及び追加日程第2として、一括議題とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

午後2時02分 休 憩

午後2時03分 再 開

追加日程第1、議案第78号 損害賠償の額を定め和解することについて

追加日程第2、議案第79号 令和6年度一般会計補正予算(第10号)

○議長(小澤 仁君) 休憩を閉じ会議を再開します。

追加日程第1、議案第78号損害賠償の額を定め和解することについて及び追加日程第2、議案第79号令和6年度一般会計補正予算(第10号)を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 追加でお諮りいたします議案第78号は、損害賠償の額を定める和解についてでございます。これはスクールバスの事故があり、それに伴う損害賠償案件であります。

また、議案第79号は損害賠償に伴います補正予算でございます。

詳細について政策監に説明させます。

○議長(小澤 仁君) 政策監。

○政策監兼総務課長(野本 誠君) それでは、説明させていただきます。

損害賠償の額を定める和解についてでございます。

和解の相手方は、安角の佐藤久志さんです。

事故の概要です。

事故発生日時は、令和6年11月13日午後3時50分頃。

事故の場所は、村民会館の敷地内でございます。

事故の状況です。バスの運転業務を終え、村民会館ピロティーの駐車場に駐車した際に、サイドブレーキは引いたものの、ギアがドライブに入ったままの状態です。それでその後、バスがドライブに入ったままだったので、動きまして、バスが前進し、その前にとめてあった佐藤さんの車に追突したという事故でございます。もう少し詳しく説明させていただきますと、業務を終えて村民会館裏の駐車場にバスをまずとめました。そこで洗車をしたということで、そのときに長靴を履いていたわけなんですけど、それで洗車を終えて、長靴を履いた状態でバスに乗り込んでピロティーの本来駐車する場所にとめた。それで今度車内を掃除するので、びしょびしょの長靴では不都合なので、普通の靴に取り替えるために1回車を降りて自分の車で靴を履き替えたんですが、そのときに、エンジンをかけたままでドライブに入った状態で、サイドブレーキは引いていたんだけど、そういった状態で降りたために、バスが動いてしまったということでございます。

和解の要旨といたしましては、損害賠償の額を5万1,850円とし、村は相手方に対し支払うものとする。

関川村、相手間には、本件事故に関する一切の債権債務関係がないものとするというものでございます。

これに関連いたしまして、補正予算をお願いするものでございます。

議案第79号ですが、補正予算（第10号）を説明させていただきます。

予算に10万円を追加いたしまして、予算総額が64億3,210万円とするというものです。

一番最後のページ、9ページであります。歳出で賠償金で10万円です。それから前のページ歳入、自動車の共済金として10万円の歳入ということの補正でございます。

説明は以上でございます。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑は、議案第78号と議案第79号一括して行います。

質疑ありませんか。6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 6番加藤です。事故の状況につきましてご説明いただいたんですけども、極めて初歩的なミスかなと思います。幸い車に当たったので済んだのでしょうか、もしかすると死亡事故につながらないとも限らない非常に重要な案件じゃないかなと思うんですけども、当該乗務員に対する指導はどのように行ったかお聞かせください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 指導は、私が口頭で行ったのと、本人に反省文といひましよう

か、なぜこういったことになったのか文書で出させたというところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） これに関連してなんでしょうけれども、スクールバス、これから令和7年度以降でしょうか村で行っていく運行する部分が増えてくるのかなと推測するんですけども、ドライバーの皆さんへの指導体制といいましょうか、しっかり取り組んでいかないと重大事故につながるような気がいたしますので、その辺またどのように考えていくか、重々検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁はいいですか。（「一応いただきます」の声あり）

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 議員のご指摘のとおりと認識してございます。

今年の春に初めてだったんですけども、バスの運転手に対しましては、中条の自動車学校に半日でしたけれども講習に行かせて、勉強を改めてしていただいたところでございます。その際も、指導員の方からは、何でしょう、点数を評価をいただいて、具体的にこういったところを注意する必要があるというアドバイスといいましょうか指導をいただいたところでございます。それを、全員で共通認識の下1年間行ってきたわけでございますが、来春もこういったことを行いながら、また再発防止に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 今の加藤議員に重複する部分もございますが、以前にも急ブレーキによって女性の方が事故に遭いけがをしてしまったということで、そのときにもかなり指導方法について細かく話をさせてもらったと思ったんですけども、またこういった事故が起きてしまったということで、人身事故にならなかったのは本当に不幸中の幸いで、佐藤久志さん車が壊されたということで、非常に大変だったなと思いますけれども、ドライバーというのは、どなたがドライバーだったのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答えられますか。大丈夫ですか。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） ドライバーというのは運転手だと思いますが、名前は控えさせていただきますと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 名前を言えないということですけども、事故に遭った方と同じ方ではないです。その辺は答えられますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） その辺も控えさせていただきますと思います。数人しかおりま

せんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 何となく状況が見えてきました。

あと、補正予算のところで、この金額とかなり離れているんですが、補償の金額のほかに何か含まれているのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 必要なのは5万1,850円なんですが、予算の計上上といいましょうか、10万円でくるめさせていただいたということでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。4番、近 敬志さん。

○4番（近 敬志君） 4番近です。先ほどの事故なんですけれども、バス1回降りたときはエンジンがかかっている状態だったのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） そういう説明がありました。

○4番（近 敬志君） そうですか、すみません。

○議長（小澤 仁君） よろしいですか。4番、近さん。

○4番（近 敬志君） 民間でこういう事故が起きると、ただの口頭の指導を反省文だけではなくて、民間だったら会社としてどう対策するかというのを具体的に社員全員で共有してそれを実施していくというのが常なんですけれども、例えば車から降りたら輪止めをかけなくちゃいけないとか、サイドブレーキの引きが甘くなっていないかとかの点検も必要なんですね。そういう具体的にどうするかということは考えていますでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 今のところ具体的には考えておりません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。4番、近さん。

○4番（近 敬志君） やはりそういう具体的にどうするというをやっぱり行っていないと、また同じような事故起きますし、今までほかの議員のときもありましたけれども、人がいなくてよかったんですね。人がいたらやっぱり死亡事故につながるので、かなりきつめに行っていたかかないと、再発になったなんていったらしゃれになりませんので、その辺を強く行っていただきたいと思いますが。今後どうするかもう一度伺います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 議員ご指摘のことをよく考えて検討したいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第78号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第78号については委員会付託を省略します。

これより議案第78号の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小澤 仁君） 起立多数です。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

ただいま議題となっています議案第79号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第79号については委員会付託を省略します。

これより議案第79号の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第79号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小澤 仁君） 起立多数です。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

○議長（小澤 仁君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。お疲れさまでした。

午後2時16分 散 会